

令和2年
2/1施行

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

- 消防法で
- ① 本人確認 (運転免許証の提示など)
- ② 使用目的の確認
- を行うとともに、
- 販売記録を作成することが義務付けられています。

本人確認をさせて
いただきます。

使用の目的は
なんですか？

⚠️ 噴出注意！

★周囲の安全を確認
★フタを開ける前に
①エンジン停止
②エア抜きをする
★高温の場所禁止

ガソリン携行缶

灯油用ポリ容器

ガソリンは、灯油用ポリ容器
に入れることはできません!!

ガソリン携行缶に貼られている
注意事項に留意して取り扱い
ください!!

⚠️ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠️

セルフスタンドにおいても、
ガソリンスタンドの従業員が
行う必要があります!!

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

ガソリンを容器で購入される皆様へのお願い

横須賀市消防局

令和元年7月に発生した京都市伏見区の爆発火災を受け、令和2年2月1日から、ガソリンを容器に詰め替えて販売する際には、ガソリンスタンド側で「本人の確認」、「ガソリンの使用目的の確認」、「販売記録表の作成」を行うことが消防法令で義務付けられました。

恐れ入りますが、ご本人が確認できるものを従業員の方にご提示の上、以下の注文書の「ご住所」、「お名前」及び「使用される目的」の欄へ記入いただきますようご協力をお願いします。

ガソリンの詰め替え販売注文書	
ご住所	
お名前	
使用される 目的	☐ 農業用 ☐ 林業用 ☐ 工事・発電機用 ☐ レジャー用 ☐ 自家用 (草刈機等) ☐ その他 ()

※以下は従業員が記載します

販売年月日 (令和) 年 () 月 () 日		
本人の確認方法	販売数量	
☐ 運転免許証	☐ マイナンバーカード	☐ パスポート
☐ 継続顧客	☐ 会員証	☐ 社員証
☐ その他 ()		リットル